

## 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(沖縄県附属機関設置条例の一部改正)

第2条 沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中

地方自治法第251条第1項に規定する普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、同法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び同法の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理に関すること。

沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）第4条第5項の規定に基づく同意又は不同意、第6条第4項及び第8条第2項の規定に基づく許可又は不許可の処分及び第17条第3項の規定に基づく不服申立てに関する事項について審査し、又は知事に意見を述べること。

を

地方自治法第251条第1項に規定する普通地方公共

団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、同法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び同法第143条第3項（第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又は同法の規定による審査の申立て若しくは審査の申請に係る審理に関すること。

に改める。

沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）第4条第5項の規定に基づく同意又は不同意、第6条第4項及び第8条第2項の規定に基づく許可又は不許可の処分及び第17条第4項及び第5項の規定に基づく審査請求に関する事項について審査し、又は知事に答申すること。

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

**第3条** 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第27条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（沖縄県税条例の一部改正）

**第4条** 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第11条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（沖縄県県土保全条例の一部改正）

**第5条** 沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第6条第4項中「の意見を聴かなければ」を「に諮問しなければ」に改める。

第17条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「処分」の次に「又は第6条若しくは第8条の規定に基づく申請に係る不作為」

を加え、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「前項の決定をしようとする」を「第1項の審査請求がされた」に改め、「ときは、」の次に「当該審査請求が不適法であり却下する場合を除き、」を加え、「の意見を聴かなければ」を「に諮問しなければ」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 前項の規定による諮問は、法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第17条第2項中「前項の異議申立てに対する決定」を「第1項の審査請求に対する裁決」に、「異議申立てを受理した日から60日」を「審査請求がされた日（法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から90日」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、知事は、当該審査請求に係る必要な調査に日時を要する場合その他の特別な理由がある場合は、沖縄県土地開発審査会に諮り、これを延長することができる。この場合において、知事は、審査請求人及び参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第17条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（沖縄県情報公開条例の一部改正）

第6条 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第2条第2項中「記録をいう。」の次に「第27条第1項及び第2項を除き、」を加える。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第7号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号オ中「、国」を削る。

第16条第1項中「第21条」を「第21条第3項」に改め、同条第3項中「第20条及び第21条」を「第21条第1項及び第3項」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

### 第3章 審査請求等

第20条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第21条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第23条第1項中「第20条」を「第21条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申

立人」を「審査請求人」に改める。

第26条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第27条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第27条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第24条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第29条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(沖縄県個人情報保護条例の一部改正)

**第7条** 沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条第1項中「第44条」を「第44条第3項」に改め、同条第3項中「第43条及び第44条」を「第44条第1項及び第3項」に改める。

第25条第1項中「記録をいう。」の次に「第57条第1項及び第2項を除き、」を加える。

第3章第4節の節名を次のように改める。

#### 第4節 審査請求

第43条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

**第43条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第44条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。））」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第45条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決

定を除く。)を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第46条中「第43条」を「第44条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第54条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第55条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第56条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第57条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第57条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第54条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第59条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年沖縄県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

第9条 沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(平成18年沖縄県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に改める。

(沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

第10条 沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例(平成24年沖縄県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条中沖縄県情報公開条例第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成27年12月8日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 理 由

行政不服審査法の全部が改正されることに伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。